

関係規定集

1	横浜市男女共同参画推進条例	1
2	横浜市男女共同参画推進条例施行規則	4
3	横浜市男女共同参画センター条例	7
4	横浜市男女共同参画センター条例施行規則	12
5	横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会運営要綱	18
6	横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱	21
7	横浜市男女共同参画推進条例及び横浜市男女共同参画推進条例施行規則に基づく相談の申出の対応に関する実施要綱	23
8	指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	26
9	横浜市暴力団排除条例	37
10	横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱	40
11	個人情報取扱特記事項	45

横浜市男女共同参画推進条例

制 定 平成13年3月横浜市条例第18号
最近改正 平成23年10月横浜市条例第50号

横浜市は、女性問題の解決と女性の地位向上等に対する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

また、少子高齢化や家族、地域社会の変化、情報技術等の急速な進展などの社会経済状況の急激な変化への対応も求められている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられている。

横浜市においても、社会経済状況の急激な変化の中で、市民のだれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、横浜の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、横浜市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが必要である。

ここに横浜市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現し、もって活力ある福祉社会横浜の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに横浜市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別を受けることがないこと、男女ともに個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力並びに地域及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われ

るよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進は、夫等からの女性に対する暴力等が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を施策の主要な方針として位置付け、前条に掲げる基本理念にのっとり、横浜市における男女共同参画を推進する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。
- (2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力し、啓発等に努めること。
- (3) 附属機関における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的に男女の均衡を図るよう努めること。
- (4) 家庭責任を持つ男女がともに家庭生活及び家庭生活以外の活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるように、教育及び啓発に努めること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対し、必要な支援を行うよう努めること。
- (7) 夫等からの女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止し、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うとともに、暴力による被害を受けた者を一時的に保護する施設に対する支援等に努めること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(平成23条例50・一部改正)

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、第12条第1項に規定する横浜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり市長が行う調査に対して協力するものとする。

(相談の申出)

第10条 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民（この項において、事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、申出に関する手続等必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進拠点施設)

第11条 市は、横浜市男女共同参画センター（横浜市男女共同参画センター条例（昭和63年3月横浜市条例第10号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

（平成16条例54・一部改正）

(男女共同参画審議会)

第12条 市長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年10月条例第54号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月条例第50号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

横浜市男女共同参画推進条例施行規則をここに公布する。

横浜市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市男女共同参画推進条例(平成13年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第2条 条例第10条第1項の規定による申出をしようとする者は、相談申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(調査の通知)

第3条 市長は、条例第10条第3項の規定による調査を行おうとする場合は、当該調査に係る関係者に対し、その旨を書面により通知するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(委員)

第4条 条例第12条第1項の横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 条例第2条第3号に規定する事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(平18規則84・平22規則29・平27規則61・一部改正)

(審議会の運営)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

(平18規則84・平22規則29・平27規則61・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

(横浜市男女共同参画審議会規則の廃止)

2 横浜市男女共同参画審議会規則(平成13年3月横浜市規則第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の横浜市男女共同参画審議会規則第3条第1項の規定により互選されている会長及び同条第3項の規定により指名されている委員は、それぞれ第5条第1項の規定により互選された会長及び同条第3項の規定により指名された委員とみなす。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月規則第61号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条)

相談申出書

年 月 日

(申出先)
横浜市長

住所
申出者 氏名
生年月日 年 月 日

横浜市男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のように申し出ます。

申出の趣旨	
申出の内容	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している。 <input type="checkbox"/> していない。 (相談等をしている場合には、具体的に記入してください。)
備考	

(注意) 1 市外にお住まいで市内に在勤(在学)する方は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。

2 その他備考欄には、申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。

(A4)

横浜市男女共同参画センター条例

制 定 昭和63年 3月31日（条例第10号）

最近改正 平成23年12月22日（条例第48号）

（設置）

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、横浜市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第1条の2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
男女共同参画センター横浜	横浜市戸塚区
男女共同参画センター横浜南	横浜市南区
男女共同参画センター横浜北	横浜市青葉区

（事業）

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する相談に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関すること。
- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 男女共同参画センター横浜
 - ア 情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ及び健康サロン
 - イ ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房及びフィットネスルーム
- (2) 男女共同参画センター横浜南
 - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
 - イ 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房及びトレーニング室
- (3) 男女共同参画センター横浜北
 - ア 相談室、子どもの部屋及び交流ラウンジ
 - イ レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房及び健康スタジオ
 - ウ 駐車場

（開館時間等）

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び附帯設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の男女共同参画に関する施策の方針を理解し、男女共同参画を推進するための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、第5条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第8条 第3条第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる施設及び附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

（利用料金）

第9条 前条第1項の規定により許可を受けた者又は男女共同参画センター横浜北において駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」（駐車場に係る利用料金を除く。）という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金（駐車場に係る利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第8条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成2年9月条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年7月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市女性フォーラム条例別表備考5の規定は、この条例の施行日以後の申込みに係る使用料について適用し、同日前の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 (平成13年3月条例第21号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市フォーラム条例第1条の2の表の改正規定、同表に男女共同参画センター横浜南の項を加える改正規定、同条例第3条第1号の改正規定、同条に1号を加える改正規定、同条例別表横浜女性フォーラムの項の改正規定及び同表に男女共同参画センター横浜南の項を加える改正規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市フォーラム条例第11条の規定によりその管理に関する事務を委託しているフォーラムについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、別表男女共同参画センター横浜北の項に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市男女共同参画センター条例別表男女共同参画センター横浜の項及び男女共同参画センター横浜南の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月条例第22号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第9条第2項）

種 別			単 位	利用料金	
男女共同参画センター横浜	貸切利用	ホール	ホール	1日につき	円 35,000
			控室	同	2,700
		セミナールーム		同	5,700
		会議室		同	4,200
		和室		同	3,700
		音楽室		同	4,600
		多目的スタジオ		同	2,600
		生活工房		同	16,700
	フィットネスルーム		同	7,500	
	個人利用	生活工房		1回につき	300
フィットネスルーム		大人	1日につき	900	
		子供	同	450	
附帯設備			1式、1台又は1双、1日につき	27,000	

男女共同 参画 センター 横浜 南	貸切 利用	大研修室		1日につき	10,400
		小研修室		同	3,300
		大会議室		同	4,200
		小会議室		同	3,000
		和室		同	2,000
		音楽室		同	4,200
		生活工房		同	5,800
		トレーニング室		同	5,800
	個人 利用	生活工房		1回につき	300
		トレーニング 室	大人	1日につき	900
子供			同	450	
附帯設備			1式又は1台、1日につき	9,900	
男女共同 参画 センター 横浜 北	貸切 利用	レクチャール ーム	レクチャールーム	1日につき	27,300
			控室	同	2,700
		セミナールーム		同	5,300
		会議室		同	3,000
		音楽室		同	5,000
		生活工房		同	16,000
		健康スタジオ		同	9,300
	個人 利用	生活工房		1回につき	300
		健康スタジオ	大人	1日につき	900
			子供	同	450
駐車場			1台、30分につき	100	
附帯設備			1式又は1台、1日につき	90,000	

(備考)

- 「1日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- センターの施設（駐車場を除く。以下同じ。）の利用が、午前9時から午後9時までの時間以外の時間（以下「時間外」という。）にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、利用する当該施設の1日の利用料金の額に7分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- 「子供」とは、小学校（特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びにこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいい、小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 利用者が主として営利を目的として施設を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を3倍して得た額とする。

○横浜市男女共同参画センター条例施行規則

昭和63年6月4日

規則第70号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

〔横浜女性フォーラム条例施行規則〕をここに公布する。

横浜市男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市男女共同参画センター条例(昭和63年3月横浜市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 男女共同参画センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定申請書の提出等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(利用の許可の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定によりセンターの施設及び附帯設備の利用の許可を受けようとする者(センターの施設を個人で利用する者を除く。)は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、ホール若しくはレクチャールーム(これらに附属する施設を含む。)又は大研修室(以下「ホール等」という。)にあっては利用しようとする日

の属する月の6箇月前から、その他の施設にあつては利用しようとする日の属する月の3箇月前から行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 3 ホール等とその他の施設を同時に利用する場合の利用許可申請は、ホール等の利用許可申請時に一括して行うことができる。

(個人利用の許可)

第6条 センターの施設を個人で利用する場合の条例第8条第1項の規定による利用の許可は、個人利用券を交付することにより行うものとする。

(利用料金の後納)

第7条 条例第9条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 本市が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 本市が共催し、又は国若しくは他の地方公共団体が主催する条例第2条第1号から第4号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由によりセンターの施設又は附帯設備の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) ホール等の利用者が利用日の60日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割相当額

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、政策局長が定める。

附 則

この規則は、昭和63年9月10日から施行する。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月規則第59号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年7月30日から施行する。

附 則(平成9年12月規則第120号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成9年12月21日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成10年3月中に横浜市女性フォーラム条例施行規則第4条第2項に規定するその他の施設を使用しようとする者に係る使用許可申請書の受付は、同項の規定にかかわらず、平成9年12月21日から行うものとする。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市女性フォーラム条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成13年3月規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市女性フォーラム条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月規則第85の4号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月規則第49号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月規則第123号)

この規則は、平成17年10月29日から施行する。ただし、第2条第1項ただし書の改正規定(「及びフォーラムよこはま」を削る部分に限る。)は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条第1項)

(平16規則85の4・追加、平17規則49・平24規則16・一部改正)

指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

次の男女共同参画センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該男女共同参画センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第5条第1項)

(平9規則120・全改、平10規則42・旧第1号様式・一部改正、平13規則37・一部改正、平16規則85の4・旧別記様式・一部改正)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話
連絡者氏名
電話

男女共同参画センターの施設及び附帯設備を利用したいので、次のとおり申請します。

行事名					
利用目的					
利用日時		利用施設		施設利用料金	
施設利用料金合計					
利用形態	開場時間	開演時間	終了時間	入場予定者	
附帯設備名		単価	延べ数	附帯設備利用料金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
附帯設備利用料金合計					
入場料の徴収の有無		無料・有料(円)			
無					
納付済利用料金 (本日分含む。)	施設利用料金		本日領収額	施設利用料金	
	附帯設備利用料金			附帯設備利用料金	
	合計			合計	
備考					

(A4)

横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 28 日 市男女第 783 号（市民局長決裁）
最近改正 平成 31 年 3 月 7 日 政男女第 481 号（政策局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市男女共同参画センター条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 10 号）第 14 条の規定に基づき、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 申請要項の内容
- (4) 指定候補者の選定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) センターの運営に関し識見を有する者
 - (2) 法人等の経営に関し識見を有する者
 - (3) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (4) センターの利用者代表
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は、申請要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は、委員が接触した団体を選考対象外とする。

- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第10条 委員会は、指定候補者の選定、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

（庶務）

第 11 条 委員会の庶務は、政策局男女共同参画推進課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市男女共同参画センターの指定管理者の選定に関する要綱（平成 16 年 10 月 1 日制定）は廃止する。

3 横浜市男女共同参画センター指定管理者審査委員会設置要綱（平成 21 年 3 月 19 日制定）は廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。

横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 31 年 3 月 7 日 政男女第 481 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市男女共同参画センター条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する横浜市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は非公募により実施する。

2 市長は、市長が定める団体（以下「申請団体」という。）から横浜市男女共同参画センター条例施行規則（昭和 63 年 6 月横浜市規則第 70 号）第 4 条に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出させ、当該申請書等の内容を審査することにより実施する。

3 申請団体は、あらかじめ市長が定める期日までに、申請書等を市長に提出しなければならない。

4 市長は、申請書等の内容が、申請要項及び第 3 条で定める選定基準の要件を満たさないものである場合には、申請団体に補正を求めるものとする。

5 市長は、条例第 5 条第 5 項に規定する横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

6 市長は、必要に応じて、申請書等の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（選定の公表及び報告）

第 4 条 市長は、指定候補者を選定したときは、速やかに当該結果を申請団体

に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第5条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第6条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

横浜市男女共同参画推進条例及び横浜市男女共同参画推進
条例施行規則に基づく相談の申出の対応に関する実施要綱

制 定 平成13年 6 月29日市男女第 60号（助役決裁）
最近改正 平成30年 3 月27日政男女第644号（政策局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は男女共同参画推進条例（平成13年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）第10条及び男女共同参画推進条例施行規則（平成13年6月横浜市規則第74号。以下「規則」という。）第2条及び第3条の相談の申出の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 本相談の実施主体は横浜市とする。ただし、相談業務の一部については、横浜市男女共同参画センター条例第5条に基づき、指定管理者に行わせることができるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第3条 指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談受付に関すること
- (2) 専門相談員会議の運営に関すること
- (3) 申出受付に関すること
- (4) 調査に関すること
- (5) 関係者への要請又は指導及び申出者への通知に関すること

（業務の実施時間・曜日）

第4条 業務の実施時間は、木曜日を除く月曜日から土曜日の9時から16時までとする。ただし、男女共同参画センターの休館日は除く。

（業務実施の留意点）

第5条 相談業務は次に掲げる事項に留意し、実施しなければならない。

- (1) 問合せ・相談の受付状況を内容に応じて分類し、記録する。
- (2) 指定管理者は、第3条の業務を実施するに当たり、男女共同参画の推進に関し見識を有する専門家に意見を求め、調査を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、第3条の業務を実施するに当たり、横浜市と緊密な連携及び調整を行うものとする。

（申出者への調査開始の通知）

第6条 市長は、条例第10条第3項による調査を行おうとする場合は、当該事案の申出を行った者（以下「申出者」という。）に対して調査を開始する旨、書面又は口頭で通知するものとする。

（調査をしない申出）

第7条 次の各号のいずれかに該当する申出については、条例第10条第3項に規定する調査を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事

項

- (3) 法律で定める他の紛争の解決の援助又は調停に係属し、又は確定した事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたとき
- (6) 一度申出処理を行った事案と同一の事案
- (7) 市外で発生した事案
- (8) 前各号のほか、市長が調査することが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を申出者に対し、書面により通知するものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。

(調査の内容)

第8条 条例第10条第3項の規定に基づき市長が行う調査は、当該申出の関係者（以下「関係者」という。）に対しその協力を得た上で、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写の提出を求めることにより行うものとする。

(要請の内容)

第9条 条例第10条第4項の規定に基づき市長が行う関係者に対する要請は、性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されている状況を是正することを書面又は口頭により行うものとする。

(指導の内容)

第10条 条例第10条第4項の規定に基づき市長が行う関係者に対する指導は、性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されている状況を是正することを具体的な改善方法等の提示を含めて書面により行うものとする。

(対応の通知)

第11条 市長は、申出者に対して当該申出の事案についての対応処理の内容について通知するものとする。

(相談の取下げ)

第12条 相談の取下げは相談申出取下書（別記様式）により行うものとする。

(その他)

第13条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、相談の申出に関し必要な事項については、別に定める。

附 則（平成13年6月市男女第60号）

(施行期日)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成17年8月市男女第123号）

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月市男女第613号）

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年3月31日市男女第886号）

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日市男女第 791 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日政男女第 644 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き

横浜市

平成30年4月

【目次】

はじめに	1
1 賃金水準スライドの概要	1
2 人件費の見直し計算について	2
3 指定管理料の変更に関する作業の流れ	5
4 その他の取扱い	7
様式集	8
賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）	
賃金水準の変動を反映した△年度の賃金水準スライド対象分の人件費について（様式 賃-2）	
指定管理者制度における賃金水準スライド対応アンケート（様式 賃-3）	

はじめに

これまで指定管理者制度では、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減について、あらかじめ事業者が想定して応募するものとして、指定管理料に反映することはしていませんでした。

しかし、近年、神奈川県最低賃金が毎年2%以上上昇するなど変動が大きくなっていくことから、雇用労働条件の改善や、事業者の健全経営を通じた公の施設の適切な運営管理を目指すために、指定管理者制度における対応が求められています。

そこで、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金水準スライド」という）を導入します。

1 賃金水準スライドの概要

(1) 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、公募時に指定管理者から提案された基礎単価（賃金水準の変動による影響を受ける人件費の、一人一年あたりの単価）をもとに、賃金水準の変動を反映するための見直し計算を行い、翌年度の指定管理料に反映します。

(2) 対象施設

平成30年度以降、指定期間が開始するすべての指定管理施設に対して、順次導入していきます。

(3) 賃金水準スライドの流れ

ア 公募・選定時

指定管理者は、基礎単価及び各年度の配置予定人数等、見直し計算に必要な資料を提出します。

（注）賃金水準の変動による影響を受けない人件費についても別途提案します。

イ 指定期間中

横浜市は、公募・選定時に指定管理者から提出された資料を基に、賃金水準の変動に応じた人件費の見直しを行います。

2 人件費の見直し計算について

(1) 見直し計算の考え方

指定管理者は、雇用形態別（詳細は後述）の基礎単価、配置予定の人数及び配置理由を「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）」により提出します。

施設所管課は、提出された基礎単価に、毎年度対応する賃金水準の変動率を乗じることで、当該年度の一人一年あたりの単価を算出します。

算出した一人一年あたりの単価に配置予定人数を雇用形態別に乘じた額を算出し、合計します。

上記によって算出した人件費を、翌年度の指定管理料に反映します。

(2) 見直しの対象

ア 対象となる職員

見直しの対象となる職員は、指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者としします。したがって、一部業務の再委託等による事業者の職員や人材派遣委託による職員は、対象外となります。

イ 対象となる人件費

見直しの対象となる人件費は、労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとしします。

労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(3) 雇用形態の区分

見直し計算を行うにあたり、指定管理施設で雇用されている職員を雇用形態別に以下の2つに分類します。

ア 正規雇用職員等：次の条件をすべて満たす者

- ① 契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間である
- ② フルタイム労働をしている

想定される呼称：「正社員」「社員」

イ 臨時雇用職員等：アで挙げた条件を、1つでも満たさない者

想定される呼称：「パート」「アルバイト」

ここで示した雇用形態別の条件は、あくまで例です。具体的な区分は、施設ご

とに異なるため、公募時に示された業務の基準や仕様書等を踏まえ、実際の雇用状況に応じて適切に判断してください。

(4) 配置予定人数の算出

各年度の人件費を算出する際の配置予定人数は、「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）」で提案します。なお、ここでの配置予定人数とは、雇用総人数ではなく、人工を指します。

(5) 賃金水準の変動率

賃金水準の変動率は、雇用形態別にそれぞれ異なる指標を用います。見直し計算には、指定期間初年度の水準と見直し対象となる年度の水準を比較し、算出された変動率を用います。

[指標]

ア 正規雇用職員等：

横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査から算出した変動率

イ 臨時雇用職員等：

神奈川労働局が発表する神奈川県最低賃金の変動率

[変動率の算出方法]

年度	賃金水準	変動率
A年度(初年度)	900 円 (a)	—
B年度	920 円 (b)	2.2 % (b-a)/a
C年度	940 円 (c)	4.4 % (c-a)/a
D年度	880 円 (d)	▲ 2.2 % (d-a)/a
E年度	910 円 (e)	1.1 % (e-a)/a

(例) C年度の見直し計算を行う場合には、4.4%を用います。

(6) 賃金水準の変動率の発表

賃金水準の変動率は、毎年 10 月中旬に、政策局共創推進課のウェブサイトで公表します。

(7) 賃金水準の変動率がマイナスとなった場合の対応について

賃金水準の変動による人件費の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、賃金水準が下がった場合には、指定管理料を減額します。

(8) 指定管理料の変更分の取扱いについて

指定管理施設の管理運営業務においては、自らの創意工夫により弾力的な組織

運用を効率的かつ効果的に行うことが、指定管理者に求められています。

変動分については、賃金水準スライドの主旨に則り人件費に充てることとしますが、職員への支払いの時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとします。

3 指定管理料の変更に関する作業の流れ

(1) 公募・選定時

応募者は、見直し計算の基礎となる「賃金水準の対象となる人件費に関する提案書（様式 賃－1）」を提出します。（※）

※ 雇用形態ごとの基礎単価及び配置人数を記載します。指定期間中に増減等がある場合はその理由を記載します。

(2) 指定期間中

ア 計算実施年度（各年度の前年度）

施設所管課は、横浜市人事委員会事務局及び神奈川労働局が示す賃金水準から算出した変動率を基に、翌年度の賃金水準スライド対象分の人件費を算出し、指定管理者に通知（様式 賃－2）します。

通知を受けて、指定管理者は翌年度の事業計画書及び収支予算書に反映し、協議の上、年度協定を締結します。

イ 2年目以降各年度中

賃金水準の変動を反映した指定管理料が支払われます。指定管理者はこれを原資として、賃金水準の変動に適切に対応します。また、施設職員に対して、本制度の実施について、文書の掲示や打ち合わせ等を通じて周知します。

ウ 年度終了後

前年度の事業報告書を横浜市に提出します。この事業報告書に平成 30 年度以降に指定期間が開始される施設の指定管理者に対しては、「指定管理者制度における賃金水準スライド対応アンケート（様式 賃－3）」が加わります。

横浜市は、事業報告書及び対応アンケートを基に、賃金水準変動に伴う人件費の対応状況について確認を行います。適正な取扱いが行われていなかった場合には、事実関係及び理由の確認を行います。

(3) 見直し計算の流れ

		横浜市	指定管理者	
選定時	指定管理者	応募書類提案時	・基礎単価、配置予定人数の提出	
		基本協定締結時	・賃金水準スライドに関する事項については、基本協定書において内容を規定	
指定期間中	計算を行う年度	8～10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金水準の変動に基づいて、翌年度の人件費について見直し ・計算結果及び当該年度の賃金水準スライド対象分の人件費について指定管理者に通知 	
		1～2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・通知に基づき、翌年度の収支予算書を作成、提出 	
	翌年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された収支予算書によって、年度協定(指定管理料の合意)を締結 ・指定管理料の支払い 	
		4～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の機会に、月時報告等により、実態を確認 	
	翌々年度	4～5月頃		<ul style="list-style-type: none"> ・年度終了後、事業報告書を提出
			<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等の確認 	

4 その他の取扱い

(1) 指定期間中に基礎単価または人員配置が変更となる場合

突発的な職員欠員への対応や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とします。

一方、複数年度にわたるような、恒常的かつ大幅な職員構成等の変更となる場合は、協議により翌年度以降の基礎単価や職員構成を改めることができるものとします。改める場合は、翌年度の見直し計算を行うまでに指定管理者の申し出により協議を行うこととします。

(2) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設については、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とします。

(3) PFI法に基づく指定管理施設

PFI法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しません。

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (参考例)

団体名 _____

1 基礎単価

	基礎単価 (円)
正規雇用職員等(A)	
臨時雇用職員等(a)	

※一人一年あたり

2 雇用形態別の配置予定人数

	配置予定人数 (人)				
	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
正規雇用職員等(C)					
臨時雇用職員等(c)					

3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、下の欄に理由をご記入ください。

(記入例) 正規雇用職員について、○年度のみ配置人数が多いのは、区制 100 周年に合わせて通年で様々なイベントを行うために、人員を増やして対応しようと考えているためです。
臨時雇用職員について、前半の 3 年度に比べて残りの 2 年度の人数が少ないのは、職員のノウハウが蓄積されることにより業務が効率化され、配置人数もスリム化できると考えているためです。

(団体名)

〇〇区長 〇〇 〇〇

賃金水準の変動を反映した△年度の賃金水準スライド対象分の人件費について (通知)
(参考例)

□年度の賃金水準を反映した、賃金水準スライドの対象分の人件費を通知します。
指定管理者におかれましては、下記を参考に△年度の事業計画書を作成してください。

1 スライド計算について

(1) 正規雇用職員等

基礎単価 : _____円 (A)
賃金水準の変動率 : 100+ _____% (B)
配置予定人数 : _____人 (C)

(2) 臨時雇用職員等

基礎単価 : _____円 (a)
賃金水準の変動率 : 100+ _____% (b)
配置予定人数 : _____人 (c)

2 賃金水準スライド対象分の人件費の算出

$$\begin{array}{ccccccc} A & B & C & a & b & c & X \\ \hline \quad \times \quad \times \quad \times \quad + \quad \times \quad \times \quad \times \quad = \quad \end{array}$$

3 △年度の賃金水準スライド対象分の人件費

賃金水準スライド対象分の人件費 (X) : _____円

<お問合せ>

〇〇区〇〇部〇〇課

電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス 045-〇〇〇-〇〇〇〇

指定管理者制度における賃金水準スライド対応アンケート（参考例）

指定管理料の変更に関する調査を行いますので、事業報告書とともに施設所管課に提出してください。

1 基本情報

記入日：○年○月○日

施設名	
指定管理者名	
代表者名	

2 指定管理料の見直しについて、職員人件費等に反映しましたか

①、②から選択してください。②の場合は理由をご記入ください。

- ① 反映した（一時金やベースアップにつなげたものを含む）
- ② 反映していない

②の場合、その理由をご記入ください。

--

3 賃金水準スライドの実施について、業務に従事している皆さんに周知しましたか

①、②、③から選択してください。

- ① 文書の提示、掲示等で周知した
- ② 打合せ等で周知した
- ③ 周知していない

4 その他自由意見

その他、賃金水準変動に伴う見直しの対応状況や自由意見をお聞かせください。

--

横浜市暴力団排除条例

制 定 平成23年12月横浜市条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに横浜市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、他の地方公共団体、市民、事業者及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター(法第32条の3第1

項の規定により神奈川県公安委員会の指定を受けた者をいう。)との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、神奈川県が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平24条例55・一部改正)

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。)が公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。)の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約に関する事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務(次条に規定する事業に関する事務を除く。)の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付等における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設(その施設及び設備を含む。

以下この項において同じ。)の利用等(利用、使用その他の当該公の施設において行う行為をいう。以下この項において同じ。)が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用等の許可等(許可、承認その他の処分をいう。以下この項において同じ。)について定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用等の許可等をせず、又は当該許可等を取り消すことができる。

(市民及び事業者に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関又は公営企業管理者が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月条例第55号)

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成24年10月30日)

横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

(会議開催の事前公表)

第3条 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(非公開等の決定)

第4条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(理由等の会議録への記録等)

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(運営状況の報告)

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条)

会 議 案 内

開催日時	会 議 名	開催場所	議 題	公開・ 非公開の別	傍聴者 の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
平成 年 月 日 時から 時まで	第 回		1 2 3		人		局 課 電話 ()

様式第2号（第9条）

年 月 日

市 民 局 長

局 区 長

年度附属機関の会議の公開に関する運営状況について（報告）

標記について、次のとおり報告します。

1 附属機関の名称

2 運用状況の概要

会議の開催回数（a）	公開された会議の回数（b）	非公開とされた会議の回数 (同一会議で一部公開とした場合は内数)	傍聴者数 (合計)	公開率 (b / a)
回	回	回	人	約 . %

3 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 日			

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。